

中土佐町奨学金返還支援補助金交付要綱

令和7年5月1日

告示第67号

(趣旨)

第1条 この要綱は、中土佐町補助金等交付規則（平成18年中土佐町規則第37号）第20条の規定に基づき、中土佐町奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 この補助金は、奨学金等の貸与を受けて大学等又は高校等で修学（退学等により大学等を卒業又は修了をしていない場合を含む。）し、現に就労する者に対し、奨学金等の返還に要する費用を補助することにより、中土佐町における生活を支援し、もって若年者の中土佐町への定住を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 奨学金等

次に掲げるものをいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構学資貸与金（第一種・第二種）

イ 高知県高等学校等奨学金

ウ 公益財団法人土佐育英協会の貸与型奨学金

エ 中土佐町奨学金

オ アからエまでに掲げるもののほか、町長が認めるもの

(2) 大学等

大学院、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程をいう。

(3) 高校等

高等学校、中等教育学校（後期課程）、専修学校高等課程及び特別支援学校高等部をいう。

(4) 町内就業者

中土佐町に事業所を有する企業等に就業する者をいう。ただし、公務員を除く。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 大学等又は高校等の在学中に奨学金等の貸与を受けていること。

(2) 現に高知県内で就労していること。

- (3) 第7条の規定による申請年度の4月1日時点の年齢が35歳未満であること。
- (4) 申請年度の前年度に、月賦、半年賦又は年賦による奨学金等の返還（強制執行、担保権の実行等による返還を除く。）を行っていること。
- (5) 令和6年4月1日から申請年度の前年度の4月1日までの間に中土佐町の住民基本台帳に登録され、かつ、現に中土佐町に居住していること。
- (6) 前号に規定する要件を第7条の規定による申請の日以後5年以上継続させる意思があること。
- (7) 奨学金等の返還及び奨学金等に係る利息、延滞利子等の支払を延滞していないこと。
- (8) 申請年度において中土佐町の住民税課税対象者であること。
- (9) 町税等の徴収金を滞納していないこと。
- (10) 中土佐町暴力団排除条例（平成22年中土佐町条例第32号）第2条各号に掲げる者に該当しないこと。

（補助の期間等）

第5条 各年度の補助対象期間は、申請年度の前年度4月1日から3月31日までとする。

2 補助対象者は、通算して10箇年度にわたり補助金の交付を申請することができる。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、1年度当たり、申請年度の前年度中に返還（強制執行、担保権の実行等による返還を除く。）を行った奨学金等の額（繰上償還に係る額を除く。）の合計額と12万円のいずれか低い方の額とする。ただし、補助対象者が町内就業者の場合は、奨学金等の額（繰上償還に係る額を除く。）の合計額と18万円のいずれか低い方の額とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

3 奨学金等の返還について、この補助金以外の支援制度の適用を受けている場合は当該支援制度による支援額を控除した額を補助対象とする。

（交付申請）

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、毎年度4月1日から翌年2月15までの間に中土佐町奨学金返還支援補助金交付申請書（兼請求書）（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。但し、2月15日が休日の場合は翌開庁日まで受付する。

(1) 奨学金等の借入れの事実を確認できる書類

(2) 前年度に返還（強制執行、担保権の実行等による返還を除く。）を行った奨学金等の額（繰上償還に係る額を除く。）及び当該額を返還した事実を確認できる書類

(3) 前条第1項の但し書きに該当の場合、就労の事実を確認できる書類又は就労証明書（様式第2号）

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは中土佐町奨学金返還支援補助金交付決定確定通知書(様式第3号)により、補助金の不交付を決定したときはその旨を補助対象者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その取消しに係る金額の返還を命じることができる。

- (1) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 中土佐町補助金等交付規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、町長が不適當と認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。